

社会福祉法人 天寿園会「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」利用契約書

（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 天寿園会（以下「事業者」という。）は、契約者が天寿園（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 契約の目的

1 事業者は介護保険法令の趣旨に従い、契約者に対し、認知症対応型共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、契約者がその役割を持って日常生活を営めるようサービスを提供します。

2 契約者またはその家族は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 契約期間と更新

1 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

2 本契約が自動更新された場合、更新後の期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。但し、期間満了日以前に契約者が要介護状態区分の変更の設定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条 身元引受人

1 事業者は契約者に対して身元引受人を定めることができます。但し、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

2 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する責務について連帶責任者となると共に、事業者が必要ありと認め要請した時はこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、契約者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第4条 利用基準

契約者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要介護 1 以上の被認定者であり、かつ認知症と診断された状態にある。
- ② 少人数で共同生活を営むことに支障がない。
- ③ 自傷他害の恐れがない。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がない。

第5条 認知症対応型共同生活介護計画の作成

- 1 事業者は、契約者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、契約者と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 契約者は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び契約者の不利益となる場合を除き、契約者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を契約者またはその家族に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

第6条 サービス内容及びその提供

- 1 事業者は契約者またはその家族に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
 - ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。但し、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ 健康管理
 - ウ 衛生管理
 - エ 日常生活上の世話
 - オ 日常生活の中での機能訓練
 - カ 社会的・文化的行為の援助
 - キ 利用者の生活に関する相談及び援助
 - ② 介護保険の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 2 事業者は、契約者またはその家族に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの

間、契約者がその状態と有する能力に応じた日常生活が営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

3 事業者は、身体拘束その他契約者の行動を制限しません。但し、契約者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由及び経過を契約者及びその家族に説明し報告します。

4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、契約者の利用状況等を把握するようにします。

第7条 医療上の必要への対応

1 事業者は、契約者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、契約者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。

2 事業者は、契約者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連携をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」記載の協力医療機関と連携をとっています。

第8条 利用料等の支払

1 契約者またはその家族は事業者に対し、介護計画に基づき事業所が提供する介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等を支払います。

2 事業者は、契約者が事業者に支払うべきサービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、契約者に変わって保険者より支払いを受けます。(以下「法定代理受領サービス」という)。

3 事業者は、契約者またはその家族に対し毎月15日までに、翌月の利用料等(食費や共益費等)並びに及び翌月の居室の提供料(家賃)の請求書を発付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。

4 契約者またはその家族は事業者に対し、前項の利用料等を当月25日までに事業者の指定する方法により支払います。

5 事業者は、契約者またはその家族から利用料等の支払いを受けたときは、契約者またはその家族に対し、領収書を発行します。

第9条 法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付

事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合において、契約者またはその家族からその利用料の支払いを受けたときは、契約者が償還払いを受けることができるよう、契約者またはその家族に対してサービス提供証明書を交付しま

す。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第10条 契約者及びその家族の権利

契約者またはその家族はグループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、契約者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重される
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できる
- ④ 自らの能力を最大限に發揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられる
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられる
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られる
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行なえる
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けない
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けない
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受ける（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。）

第11条（契約者及び利用代理人の義務）

契約者及びその家族は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 契約者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供する
- ② 他の契約者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しない
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従う

ただし、契約者又はその家族が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて契約者及びその家族が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

- ④ 事業者が提供する各種のサービスに意義がある場合に、速やかに事業者に知らせる
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について契約者及びその家族は協力すること

第 12 条（造作・模様替え等の制限）

1 契約者及びその家族は、居室に造作・模様替えをするときは、契約者又はその家族は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。

また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は契約者及びその家族の負担とします。

2 契約者及び利用代理人は、事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け替えたりする事はできません。

3 契約者及びその家族は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第 13 条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、契約者が自立もしくは要支援と認定された場合
- ② 契約者が死亡した場合
- ③ 契約者又はその家族が第 14 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第 15 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 契約者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき

ただし、契約者が長期にグループホームを離れる場合でも、契約者又はその家族と事業者の協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。

- ⑥ 契約者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となつたとき

第 14 条（契約者の契約解除）

契約者及びその家族は事業者に対し、いつでも 30 日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第 15 条（事業者の契約解除）

事業者は契約者及びその家族に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間において、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は解除通告をするに当たっては、次の第 2 号を除き契約者及びその家族に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他事故の支払うべき費用を 3 か月分滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の契約者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ契約者の退去の必要があるとき

- ③ 契約者の行動が他の契約者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ契約者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 契約者又はその家族が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第 16 条（退去時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により契約者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、契約者及びその家族に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、契約者の退去までに契約者の生活に要した費用等の実費は、契約者及びその家族の負担とします。

第 17 条（損害賠償）

- 1 事業者は、契約者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、契約者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに契約者に対して損害賠償します。ただし、契約者に重過失ある場合は、事業者は賠償責任を免責され、または賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載のとおり損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 契約者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は契約者又はその家族が負担します。

第 18 条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する秘密、個人情報については、契約者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により契約者又はその家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第 19 条（契約に定めていない事項）

この契約に定めていない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、契約者及びその家族、事業者が協議の上、誠意をもって処理するもとします。

以上の契約の証として本契約書を 2 通作成し、契約者及びその家族、事業者は記名押印の上、各自その 1 通を保有します。

令和 年 月 日

事業者（所 在 地）青森県上北郡七戸町字舟場向川久保 308 番地
(名 称) 社会福祉法人 天寿園会
(代表者名) 工 藤 要 一 

契約者（住 所）
(氏 名) 

身元引受人（住 所）
(氏 名) 